

宮崎県公共事業事前評価実施要綱

平成18年4月1日
環境森林部
農政水産部
県土整備部

(目的)

第1条 この要綱は、県が実施する公共事業の効率的な執行及び実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新たに事業を実施する予定箇所の評価（以下「事前評価」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 事前評価の対象とする公共事業（以下「対象事業」という。）は、農林水産省及び国土交通省が所管する補助事業及び交付金事業又は環境森林部、農政水産部及び県土整備部が所管する県単独事業で県が事業主体となって実施するもののうち、全体事業費が基準額以上のものとする。ただし、災害復旧及び維持管理に係る事業は除く。

2 前項の基準額は、事業所管部長（以下「部長」という。）が別に定める。

(実施時期)

第3条 事前評価の実施時期は、次のとおりとする。

- (1) 農林水産省及び国土交通省が所管する補助事業及び交付金事業については、翌年度予算に係る国への予算要望前までに実施する。
- (2) 県単独事業については、翌年度予算に係る予算編成作業着手前までに実施する。

(評価の視点)

第4条 事前評価は、次に掲げる項目を視点として行うものとする。

- (1) 事業の重要度
 - ア 事業の成立性
 - イ 事業の必要性・有効性
 - ウ 事業の実行性
- (2) 事業効率

(評価手法の策定)

第5条 部長は、前条に定める視点を踏まえ、事前評価を実施する際の事業の審査項目及び判断基準（以下「評価手法」という。）を策定するものとする。

- 2 部長は、評価手法の策定及び改善に当たっては、宮崎県公共事業評価委員会（宮崎県公共事業再評価実施要綱（平成10年11月30日定め）第5条の規定により設置されたものをいう。以下「評価委員会」という。）に諮問するものとする。
- 3 評価委員会は、評価手法について審議を行い、部長に意見の具申を行うものとする。
- 4 部長は、評価委員会から意見の具申があった場合は、それを尊重するものとする。

(評価の実施)

第6条 部長は、前条の規定により策定した評価手法により、対象事業の評価を行うものとする。

2 部長は、それぞれの公共事業審査会（以下「審査会」という。）において、要望箇所の決定を行うものとする。

3 部長は、全体事業費が20億円以上の事業及び審査会が第三者の意見を求めることが必要と認める事業（以下「大規模事業等」という。）の評価に当たっては、評価委員会に諮問するものとする。

4 評価委員会は、大規模事業等について審議を行い、部長に意見の具申を行うものとする。

5 部長は、評価委員会から意見の具申があった場合は、それを尊重するものとする。

(評価結果等の公表)

第7条 評価結果は、評価手法とともに公表する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事前評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 環境森林部公共事業事前評価試行要領（平成16年11月16日定め）は、廃止する。

3 農政水産部公共事業事前評価試行要綱（平成17年2月1日定め）は、廃止する。

4 土木部公共事業事前評価試行要領（平成15年12月24日定め）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。